

政 法 第 7 5 7 号  
答 申 第 3 9 2 号  
平成26年6月24日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年2月8日付け建不第1009号による下記の諮問について、別添  
のとおり答申します。

記

諮問第473号

平成24年1月10日付けで異議申立人から提起された、平成23年11月  
18日付け建不第773号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対  
する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、開示請求書に記載された特定の株式会社（以下「特定会社」という。）の宅地建物取引業の免許申請書について、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年11月18日付け建不第773号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取消し、対象文書の開示決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 異議申立人が開示請求した行政文書は、特定会社に関して、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）第8条及び第10条に係る文書で、宅地建物取引業の免許の申請年月日が記入されているもの（同法第9条を除く）」（以下「本件請求」という。）である。
- (2) 平成22年10月8日、特定会社は、実施機関の宅地建物取引業の免許を受けている。
- (3) 実施機関は、宅建業法第8条及び第10条の規定には登載事項として免許の申請年月日が存在しないと主張しているが、そもそも異議申立人は、同法第8条及び第10条の規定に基づく申請年月日は請求してはいない。

「宅建業法第8条及び第10条に係る」という文言で、同法の免許申請に関連する文書を適示し、それら文書の中で申請年月日が記入されているものを指定しているのである。

すなわち、「法令に基づいて記入された申請年月日」ではなく、単に「記入された申請年月日」（提出年月日又はそれらに類する年月日を含む）を開示すべき文書として指定しているのである。

仮に宅地建物取引業者名簿の登載事項に、法令として免許の申請年月日の記入が規定されていないとしても、そもそも実施機関が示す理由は前述の通り、異議申立人の開示請求には適合しない。

- (4) 宅建業法第8条及び第10条に係る文書には、同法第4条に規定する免許申請書が含まれていると解するのが相当である。

同法第4条に規定する免許申請書の様式は、同法施行規則第1条により規定されている。

免許申請書の第1面の上部には、「平成 年 月 日」と記載されており、これは免許申請年月日（提出年月日又はそれらに類する年月日を含む）を記入する欄と解するのが相当である。

- (5) 宅建業法第9条に規定する変更届では、「申請年月日」が30日以内に該当するか否かの重要な項目である。申請年月日によっては、同法第83条第1項第1号で定める処罰の対象にもなるから、申請年月日はとても重要である。

同法第9条に限らず、仮に申請年月日が存在しないとすれば、同法第82条第1号に該当する場合、犯罪発生日を特定できないことにもなる。

以上により、実施機関は、当該行政文書を保有していることが通常である。

仮に保有していないとすれば、同法、同法施行規則、他関係法令に照らして処分庁の行為は不相当かつ矛盾している。

つまり、実施機関が当該行政文書を保有しない理由は不当である。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件請求及び対象文書の特定について

千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）

第2条第2項によれば、この条例において「行政文書」とは、実施機関の

職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうとされている。

宅建業法第8条は、一定の事項を登載した名簿を都道府県に備えるべきことを定めた規定であり、その結果、作成される宅地建物取引業者名簿は行政文書に該当する。

一方、同法第10条は、宅地建物取引業者名簿、並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを閲覧に供すべきことを定めた規定であるが、これらの文書は、それぞれ、同法第8条、第4条及び第9条の規定により作成し、又は取得する文書であつて、同法第10条の規定により作成、又は取得するものではない。

よって、本件請求に当たり、その対象となる行政文書は宅地建物取引業者名簿のみである。

## 2 不開示の理由について

本件請求の対象文書とした宅地建物取引業者名簿については、宅建業法第8条第1項の規定により「都道府県に宅地建物取引業者名簿を備える」とこととされており、同条第2項により免許を受けた宅地建物取引業者に関する当該名簿に登載すべき事項が規定されているが、当該登載事項には免許の申請年月日は含まれていない。

現に県が備える宅地建物取引業者名簿には、法令に基づくもののほか、任意の、又は提出年月日等その名称のいかんにかかわらず、免許の申請年月日は記載されていないので、本件請求に係る文書は保有していないとしたものである。

## 3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、『法令に基づいて記入された申請年月日』ではなく、単に『記入された申請年月日』(提出年月日又はそれらに類する年月日を含む)を開示すべき文書として指定しているのである。」と主張しているが、当該主張については、本件請求受理当初から実施機関としても異論のないところである。

(2) そこで、実施機関としては、まず、対象とする文書を広義にとらえ、本件請求に係る特定会社の文書であつて免許申請日の記入があると思わ

れる宅建業法第4条の規定による免許申請書を確認したところ、当該申請書には年の記入はあるものの、月日の記入がないことが判明した。

(3) なお、当該特定会社の免許申請書については、宅建業法第10条の規定により閲覧に供されているものであるが、当該免許申請書は、平成23年8月29日付けで異議申立人からあった行政文書等の写し等の交付申請書により、その写しが異議申立人に交付されていることを確認したため、実施機関としては、特定会社の免許申請書への申請年月日の記入の有無は、異議申立人にとっては、すでに承知済みの事柄であると認識した。

(4) また、実施機関としては、特定会社に係るその他の文書についても検索したが、申請年月日が記入されたものは存在しないことを確認した。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は、上記第2の1及び2(1)のとおりである。

##### 2 本件対象文書の特定について

###### (1) 免許申請書について

ア 本件対象文書は、本件請求及び宅建業法第8条及び第10条の条文の内容から、宅地建物取引業者名簿、免許の申請に係る書類又はこれらの写しが該当するものと認められる。

そして、本件開示請求書の「宅地建物取引業の免許の申請年月日が記入されているもの」との記載については、一般に、開示請求者は開示請求時点で、該当書類に年月日が現実に記入されているかどうかは分からないのであり、また記入がないという事実自体が有意な情報となり得る場合も考えられることから、文書の性質として申請年月日を記入すべきものは、本件請求の趣旨に含まれるものと解するのが相当である。

イ また、実施機関の説明によれば、宅地建物取引業の免許申請書については、実施機関の窓口でのみ直接受け付けるとのことであり、その

際に受領印を押印するので、免許申請書については、申請日と受理日が一致するものとなっている。

当審査会で特定会社の免許申請書(以下「本件免許申請書」という。)を見分したところ、申請書には受領印(日付)が押印されており、本件免許申請書は、当該日に提出されたことが判明することから、このことから、請求に係る対象文書として特定することが妥当であるといえる。

ウ 実施機関は、「対象とする文書を広義にとらえ、本件請求に係る特定会社の文書であって免許申請日の記入があると思われる宅建業法第4条の規定による免許申請書を確認した」と述べ、免許申請書その他免許申請の年月日が記入されている行政文書も対象となり得るとして一応検討したことが窺える。

しかしながら、実施機関は、本件免許申請書については、申請年月日欄が、年を除いて記入されていないことを理由として本件対象文書の特定から除外したことが認められる。

上記アのとおり、本件請求には、申請年月日を記入すべき書類が含まれるものと解すべきであるから、上記理由により、本件対象文書の特定から除外したことは不相当であったといえる。

エ また、実施機関は、本件請求に先立ち、異議申立人が免許申請書の写しの交付を受けており、免許申請書への申請年月日の記入の有無は、異議申立人にあつてはすでに承知済みの事柄であると認識していた旨主張する。

しかし、条例に基づく開示請求制度は、実質的に何人も請求できる制度であつて、特段の事情のない限り、同一人が過去に同一の請求をしているなどの事情は考慮せず、一律の処理が求められるものであるところ、本件では異議申立人から本件免許申請書は開示請求の対象文書に含まないとの意思表示がされたなどの事情は存在しない。

よつて、開示請求人の固有の事情から、免許申請書を本件対象文書の特定から除外した事務処理は、この点においても不相当であったといえる。

オ 以上、上記アからエにより、実施機関は、本件免許申請書を本件対

象文書として特定すべきであったと認められ、これを除外した上で行った本件決定は、妥当であるとは認められない。

(2) 宅地建物取引業者名簿について

本件対象文書は、上記2(1)アのとおり、免許の申請年月日を記入すべき文書が該当するものである。

宅地建物取引業者名簿は、その文書の性質として、申請年月日を記入すべき文書ではないので、本件対象文書には該当しないと認められる。

(3) その他の行政文書について

実施機関は、特定会社に係るその他の文書についても検索したが、「申請年月日」が記入されたものは存在しないことを確認したと説明している。

この点につき、当審査会において再度、宅地建物取引業者名簿以外の文書で、「申請年月日」を記入すべきものの存在について実施機関に確認を求めたところ、該当する行政文書を保有していないとのことであった。

以上の実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり実施機関は、本件免許申請書について開示等の決定をすべきである。

第5 附言

実施機関が、本件免許申請書を対象行政文書として特定せずに処理したことは、異議申立人が、本件請求に先立ち、本件免許申請書の写しの交付を受けていることなどが影響したようであるが、上記のとおり、本件請求から本件免許申請書が含まれることは、容易に判断できるものである。

よって、今後実施機関は、請求書記載の内容等から、適確な文書特定を行うよう努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年2月2日	諮問書の受理
平成24年4月5日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年3月25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成26年4月22日	審議
平成26年5月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁 護 士	
湊 弘 美	弁 護 士	

(五十音順：平成26年5月27日現在)